

夏服自由化

平成九年（一九九七）夏、夏服が自由化されて二度目の夏。既に生徒の意識の中には、「自由化」という言葉はない。既成事実としての「自由」がある。校舎には思い思いの服装をした生徒が行き交う。

夏服自由化の問題は、未だ解決しているとは言い難い。定着という意味においては解決しているのかも知れないが、「現在進行形」の事柄であるが故に、評価の難しい問題である。

『金大附高新聞』（第一八九号）を参考に、夏服自由化に至る経緯を簡単に追つてみよう。
・問題の顕在化：四十・四十一回生の頃。夏服の機能的問題点を指摘。（黒・紺のズボン・スカートの暑苦しさ・不潔さ）

・夏期現地学習（修学旅行）における私服化：四十二回生より。そしてこの期から最初の制服改定運動が起つる。

・他校の制服改訂の影響か、夏のポロシャツ着用の増加：四十四・四十五回生。この頃多くの高校で制服改訂が行なわれ、夏服のポロシャツ化進行。その影響か、本校生にもポロシャツ着用者増加。教官会議等で、制服論議盛んに。

・夏服自由化試行：平成六年六月二十七日から九月末日まで。概ね好評の裡に終わるが教官の意見一本化成らず。

・制服自由化運動高まる：四十七回生を中心に、夏服自由化試行を受けて、制服完全自由化運動起つる。議会・生徒総会などで論議は高まるが、生徒の意見も賛否両論に分かれ、一本化成らず。

・夏服自由化運動高まる：平成七年、四十八回生を中心に夏服のみの自由化を求める運動起つる。四月、夏服自由化推進委員会（通称「なじすい」）結成。「自由」の定義を巡つて生徒同士の議論高まる。決議の仕方も、議会か生徒総会かで紛糾。

五月十五日、生徒全員投票の形が取られる。結果、自由化賛成二百五、反対六十六、棄権百、無効二十一。これと並行して教官側も制服問題検討委員会を設けて検討。五月十八日教官会議で夏服自由化決定。五月二十日生徒集会で松田章一副

校長が「本校における夏服は、生徒自らの判断で本校の学校生活にふさわしい服装の着用を認める。従来の夏服規定は、これを適用しない。」を伝達。なお「生徒自らの判断で」には「一人一人の自主・自律の精神に則った品性、美意識、人生観から生ずる判断」、「ふさわしい」には、「時・場所・場合を考えて適切な服装を選び、明るく、快適な、規律ある学校生活を送ろうというもの」とあると付記がある。

・夏服自由化実施：平成七年五月二十一日

石川県において、夏服だけといえども自由化されているというのは、画期的なことである。しかし、生徒にも教官にも、不思議なくらい気負いがない。その理由は何なのだろう。そこに附高の伝統を感じることができるのはないか。教官側には、「本校には、服装ごとに気を取られて、本分を疎かにする生徒はない」また、生徒側には「服装は決して生徒の内面を表現するものではない」という伝統的思考があるのでないか。しかし、夏服着用の時期にこそ、本校における「自由」とは何か、顧るべきではなかろうか。



夏服自由化 1997年卒業アルバムより